

## 序章. 基礎調査マニュアルの目的と構成

### 1. 基礎調査マニュアルの目的

「土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査マニュアル（以下、「マニュアル」という）は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、土砂災害防止法）に基づく基礎調査の実施に際して、基礎調査担当者が活用することを目的として、区域設定の手法や手順を示したものである。

また、本マニュアルは、土砂災害防止法および関連する法律施行令、施行規則および国土交通省大臣告示の下位に位置付けられるものである。従って、作業実施段階においてマニュアルに記載がない事項についての問題点・疑問点が発生した場合は、その解決に際して、第一に法令との整合性を吟味し、判断しなければならない。

また、基礎調査に関連する図書として、「土砂災害防止に関する基礎調査の手引き」（財団法人砂防フロンティア整備推進機構、平成 13 年 6 月）があるが、本マニュアルは、これを包含しかつ本県の特性を反映させたものである。

## 2. マニュアルが対象とする範囲

土砂災害防止法の施行により、都道府県は概ね5年毎に基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の法指定を行う。土砂災害警戒区域に指定された場合、市町村長は警戒避難体制の整備を図ることになる。また、土砂災害特別警戒区域に指定された場合、特定開発行為に対する許可、建築物の構造規制等の施策を講じることとなる。

本マニュアルは基礎調査の進め方について記載したものである。また、基礎調査は急傾斜地の崩壊等により国民の生命及び身体に危害が生ずるおそれ認められる土地の区域の設定、区域の調査及び公示図書(案)の作成を行うものである。

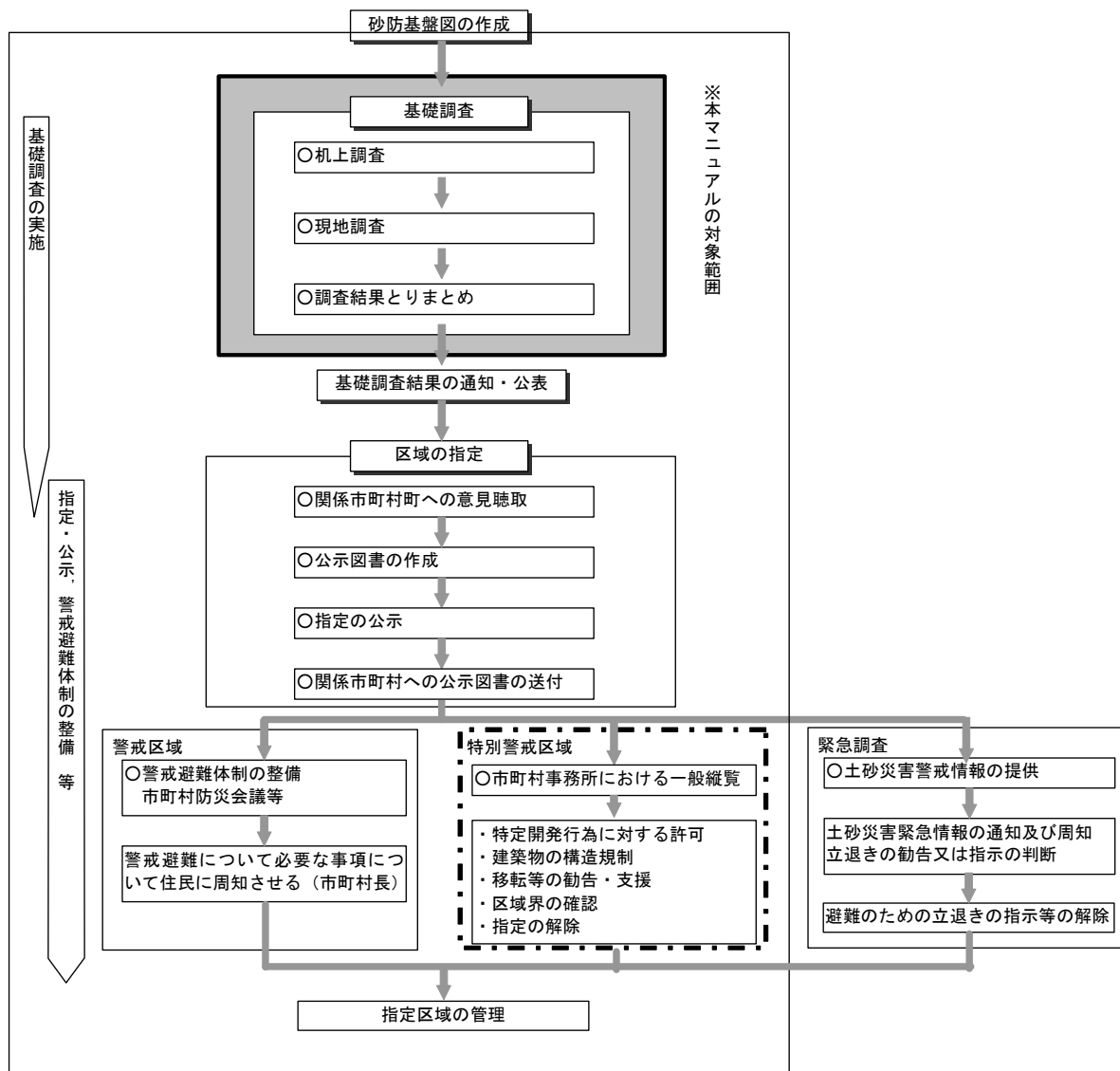


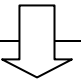
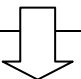
図 1.1 本マニュアルが対象とする範囲

### 3. マニュアルの構成

本マニュアルの構成は、以下のとおりである。マニュアルの構成と内容を表 1.1.に示す。

- ① 序章
- ② 共通編
- ③ 急傾斜地の崩壊編
- ④ 土石流編
- ⑤ 地滑り編

表 1.1 手引きの構成

構 成	内 容
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">序 章</div> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マニュアルの目的</li> <li>● 手引きが対象とする範囲</li> <li>● 手引きの構成</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">共通編</div> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎調査の目的</li> <li>● 基礎調査の項目と手順</li> <li>● 資料の収集・整理</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">急傾斜地 の崩壊編</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">土石流編</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地滑り編</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 机上調査 GISシステムを用いて設定する手順方法等について示す。</li> <li>● 現地調査 机上調査結果を基に現地調査を行うものであり、その手順方法等について示す。</li> <li>● とりまとめ 基礎調査結果のとりまとめ方法等について示す。</li> </ul>